

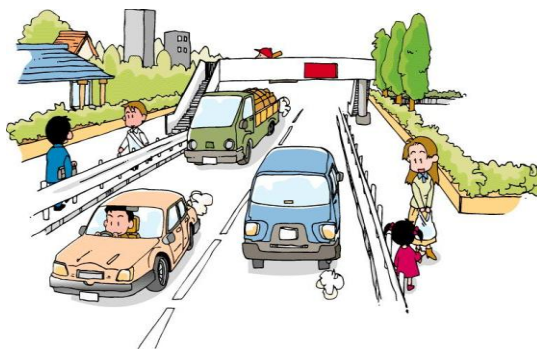
平成25年 年末の交通安全県民運動実施要綱

《実施期間》 平成25年12月15日（日）から12月31日（火）までの17日間

《目的》 この運動は、県民一人ひとりが、自らの交通安全に関する意識を高め、交通ルールへの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

《スローガン》 安全をつなげて広げて 事故ゼロへ

- 《運動の重点》
- 1 高齢者と子どもの交通事故防止
 - 2 夕暮れ時から夜間の交通事故防止
（自発光式反射材の着用促進と
早めのライト点灯）
 - 3 飲酒運転の根絶
 - 4 各市町交通安全対策協議会等が
決定する事項



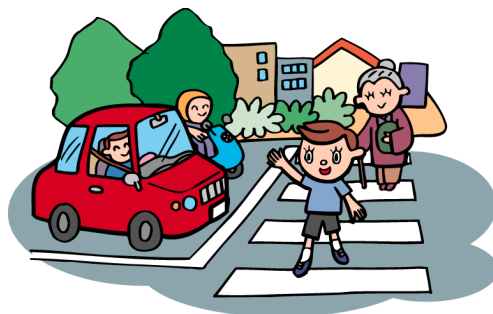
《統一主要行事》

行事名	実施日	内 容
運動実施広報・ 街頭指導等の日	12月16日 (月)	県民に対し、本運動の実施を広報するとともに、街頭における交通指導等を行い、期間中に行われる各種活動への取組意識を高める。
7070作戦! 強化の日 夕暮れ時から夜間の 交通事故防止の日	12月20日 (金)	「交通事故ゼロの日」及び「高齢者交通安全の日」にあわせ、交通事故が多発する夕暮れ時から夜間において街頭広報を実施し、「自発光式反射材」の着用とドライバーに対する早めのライト点灯を呼びかけ、交通事故の防止を図る。
飲酒運転根絶 推進の日	12月25日 (水)	県民に対し飲酒運転の悪質性・危険性及び交通事故の悲惨さを訴えて意識改革を進めるとともに、「飲酒運転をしない・させない」環境づくりを推進し、飲酒運転根絶の気運の醸成を図る。

運動の重点

高齢者と子どもの交通事故防止

- 1 高齢者の交通事故防止
 - (1) 高齢歩行者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
 - (2) 参加・体験・実践型の交通安全教育等を通じ、自身の身体機能の変化に基づく安全行動の促進
- 2 子どもの交通事故防止
 - (1) 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童・生徒に対する交通安全指導
 - (2) 幼児・児童・生徒の自転車乗用時におけるヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用の推進
 - (3) 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・マナーの理解向上と安全行動の実践
- 3 ドライバーの交通事故防止
 - (1) 高齢者と子ども等の交通弱者に対する「いたわり運転」等の保護意識の励行
 - (2) 高齢運転者に対する高齢者マークの使用促進と高齢者マーク表示車への保護義務の周知徹底
- 4 道路交通法一部改正の周知徹底
 - (1) 自転車利用者に対し、路側帯通行ルールの変更等の広報活動の推進
 - (2) 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの遵守徹底



夕暮れ時から夜間の交通事故防止 (自発光式反射材の着用促進と早めのライト点灯)

- 1 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の推進
 - (1) 反射材用品、明るい服装等の着用効果に関する広報啓発活動の推進
 - (2) 衣服、履物、身の回り品への自発光式反射材等を着用する取組の促進
- 2 反射材用品等の着用効果が理解できる交通安全教室等の開催
- 3 車両（自動車・自転車）の早めのライト点灯の励行
- 4 夕暮れ時から夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進



飲酒運転の根絶

- 1 飲酒運転根絶に向けた地域、職場、家庭内における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- 2 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- 3 ハンドルキーパー運動の促進
- 4 飲酒運転の悪質性・危険性の理解や飲酒運転による事故の悲惨さを風化させないための運転者教育の推進
- 5 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施



各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

各市町における交通事故発生状況等の特徴を踏まえた、地域の実態に即した具体的な諸対策の実施

道路交通法一部改正の概要

無免許運転等の罰則の強化、無免許運転幫助行為の禁止

無免許運転・免許証の不正取得などの罰則が強化され、無免許運転を助長する車の提供・同乗の罰則が新設されます。

- 無免許運転をすると・・・
3年以下の懲役または50万円以下の罰金
(現行は1年以下の懲役または30万円以下の罰金)
- 無免許運転をするおそれがある者に自動車・原付を提供すると・・・
3年以下の懲役または50万円以下の罰金
※自動車・原付を提供された者が無免許運転をした場合に限る
- 運転者が無免許運転であることを知りながら、自動車・原付に乗せてくれるように運転者に要求・依頼して同乗すると・・・
2年以下の懲役または30万円以下の罰金
- 自動車の使用者等が無免許運転を下命・容認すると・・・
3年以下の懲役または50万円以下の罰金
(現行は1年以下の懲役または30万円以下の罰金)
※「自動車の使用者等」とは、自動車の運行を直接管理する立場にある事業主や安全運転管理者等
- 運転免許証を不正に取得すると・・・
3年以下の懲役または50万円以下の罰金
(現行は1年以下の懲役または30万円以下の罰金)

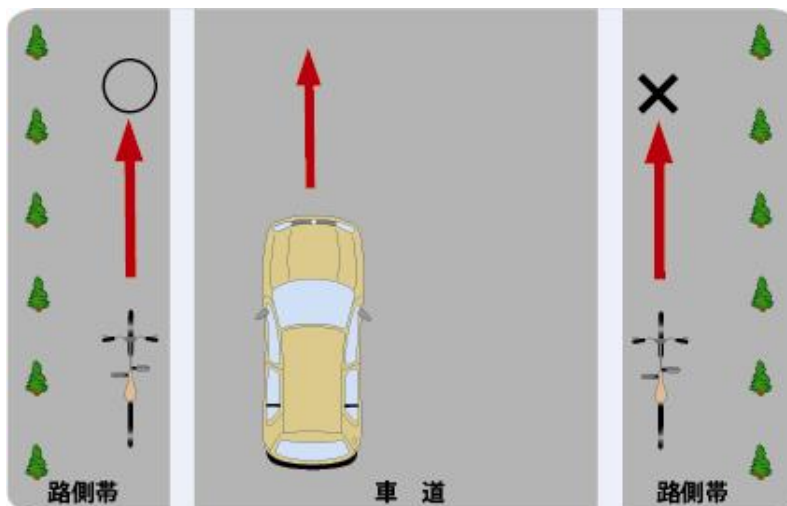


無免許運転は絶対にダメ!

自転車の路側帯の通行ルールの変更

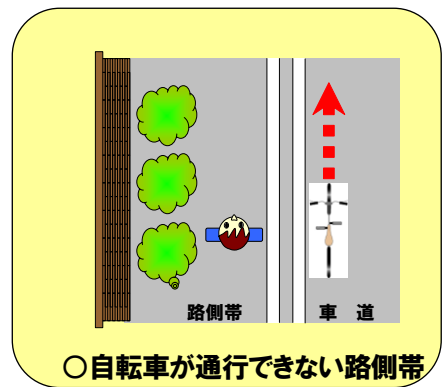
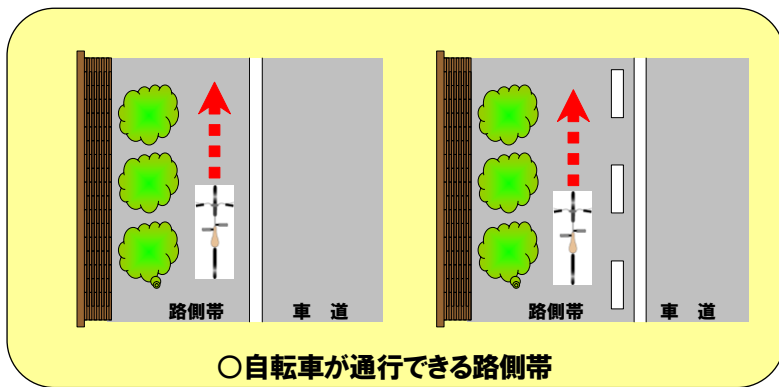
自転車が道路右側の路側帯を通行することが禁止されます。

- 右側にある路側帯を通行すると・・・
3月以下の懲役または5万円以下の罰金



現在、自転車などの軽車両は、歩道がない道路の左側にある路側帯と右側にある路側帯のどちらも通行することができますが、改正後は、左側の路側帯しか通行できません。





警察官による自転車の制動装置の検査等に関する規定の新設

警察官による運転中止命令などブレーキ不良自転車に対する指導が強化されます。

- ◎ 警察官は、所定の安全基準を満たしているブレーキ(制動装置)を備えていないと認められる自転車を停止させ、その自転車のブレーキについて検査することができます。
 - ◎ ブレーキの整備不良やブレーキ自体がないことが確認された場合、警察官は、その自転車の運転者に対し、ブレーキの整備などの応急措置をとることや運転の中止を命じることができます。
- 警察官による停止や命令に従わなかったり、検査を拒否・妨害すると・・・
- 5万円以下の罰金**
- ※「所定の安全基準」とは・・・【道路交通法施行規則第9条の3】
- ① 前車輪及び後車輪を制動すること。
 - ② 乾燥した平坦な舗装路面において、制動初速度が10キロ毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から3メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

飲酒運転は犯罪！

※ 飲酒運転は本人だけでなく飲酒運転をさせた者等も厳しく罰せられます。

	酒酔い運転	酒気帯び運転
運 転 者	5年以下の懲役 または 100万円以下の罰金	3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金
下命・容認者		
車両提供者	3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金	2年以下の懲役 または 30万円以下の罰金
酒類提供者		
同 乗 者		



飲酒運転周辺三罪

- ◎ 車両提供の禁止：飲酒運転をするおそれのある者に車両を提供した者に対する罰則
- ◎ 酒類提供の禁止：飲酒運転をするおそれのある者に酒類を提供した者に対する罰則
- ◎ 同 乗 の 禁 止：運転者が飲酒をしていることを知りながら車両に乗せてくれるように要求又は依頼して、その車両に同乗したものに対する罰則